# 特区において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価意見 及び未実現の提案に係る諮問事項等に関する意見 平成19年度

平成20年2月4日

構造改革特別区域推進本部

評価・調査委員会

#### 1. はじめに

特区制度の基本理念は、「規制は全国一律でなければならない」という従来の考え 方から、「地域の特性に応じた規制を認める」という考え方への転換を図り、地域の 実態に合わせた規制改革を通じて、「官から民へ」、「国から地方へ」という構造改革 を加速させるための突破口の役割を果たすこととともに、地域が自発的に規制の特例 措置を活用することで、地域の活性化を推進することである。

評価・調査委員会は、この特区制度の見直しの一環として、これまでの評価委員会の機能を拡充し、新たに平成19年6月に設置されたものである。このため、評価・調査委員会では、特区制度の基本理念を踏まえ特例措置の評価において、1)従来、一律に適用から約1年後としていた特例措置の評価時期について、特例措置の内容を精査し、それに応じた評価時期を設定 2)特例措置の評価に際して、特例措置の要件や手続、関連規制等が障害になっていないかについての提案募集を実施 3)特定の地域のみにしかニーズがなく適用の拡大が見込めない特例措置について調査と評価対象から除外 4)全国的な規制改革の突破口というよりは、地域の活性化としての意義が大きいと認められる場合は、特区において当分存続 などの手法を取り入れ、より多様な評価を実現した。

さらに、既に実現した規制の特例措置に係る評価に加えて、未実現の提案のうち経済的及び社会的に意義があるものについて、平成19年11月の構造改革特別区域推進本部長(以下「本部長」という。)の諮問に応じ、規制所管省庁や提案主体と意見交換(ヒアリング)を行うなどして、新たな規制の特例措置の整備に向けた調査審議を行った。

#### 2. 平成19年度の評価について

#### (1) 評価の進め方

評価・調査委員会における特例措置の評価については、より専門的な見地からの議論を行うため、医療・福祉・労働部会、教育部会及び地域活性化部会を設置し、各部会において集中的に検討を行うこととした。

具体的には、各部会において、実地調査等を通じて特区の現場の意見を広く聴取し、 その結果も踏まえて規制所管省庁と意見交換(ヒアリング)を行い、網羅的、総合的 な検討に努めた。

こうした各部会における検討結果については、各部会の部会長から本委員会に報告 し、これをもとに意見集約を行い、評価・調査委員会としての意見をとりまとめた。 なお、今回の評価においても、弊害の立証責任を有する各規制所管省庁の行う調査 について、当該調査が弊害を立証するに足る十分なものとなっているかなどの点につ いて、その調査計画の段階において、入念なチェックを行っている。

#### (2) 評価の概要

平成19年度においては、評価対象となる19件の特例措置のうち、実施件数の少ない「家畜排せつ物を利用した昆虫飼育事業」を始めとする4件の特例措置について、さらなる実施の可能性についての調査(ニーズ調査)を行った結果、実施の増加が見込めないことが判明したため、予定していた評価を行わないこととした。また、規制所管省庁が自ら全国展開するとして報告のあった「情報技術者試験の一部免除」に係る2件の特例措置についても評価対象から除外し、合計13件の特例措置について、全国展開に係る評価を行ったところである。

このうち、「高等学校全日制課程において不登校状態にある生徒に対する IT 等の活用による学習機会拡大事業」については、通信制課程の実施のための教育環境の整備の必要性はあるものの、教育上特段の弊害はなく、不登校状況の改善について成果が認められるため、全国展開すべきとの意見とした。

一方、「特定農業者による濁酒の製造事業」については、特区であるがゆえの宣伝 効果による経済効果が大きく、交流人口の増加にも寄与し、地域の活性化としての意 義が大きいと認められるため、特区において当分の間存続すべきとの意見とした。

この他、11件の特例措置については、全国展開により発生する弊害の有無について現時点で判断できないため、時期を定めた上で再度評価すべきとの意見をまとめた。

具体的には、現在特定事業が行われていないか極めて数が限られているため、弊害の有無について調査できるまでの蓄積が得られていないものが「公共交通利用促進事業」はじめ7件、特定事業の実施にあたり、何らかの弊害が発生しているものの、それが当該特例措置から生じているのか、なお検証が必要であるとされたものが「外国人研修生受入れによる人材育成促進事業」等4件となっている。

これと併せて、実施件数が少ない、あるいは実施の進捗状況が捗々しくない特例措置については、どこに問題があるのかの検証を行うよう規制所管省庁にも求めているところである。

また、特定事業の実施にあたり発生する弊害については、特区による特例や個別事業の事情によるものもあると思われるが、大本の制度そのものに起因するものもあると考えられ、そのようなものの評価にあたっては、制度設計まで踏み込んで検討する必要がある。

なお、特例措置による事業の適切な実施にあたっては、特区の計画主体でもある地 方公共団体の連携体制やサポートが不可欠となるため、特定事業の実施にあたっては、 地方公共団体のより一層のご協力をお願いしたい。

特例措置ごとの詳細の評価意見については、別紙1のとおりである。

#### 【平成19年度評価対象19特例措置】

- ①全国展開(1特例措置)
- ②特区において当分の間存続(1特例措置)

- ③再度適切な時期に評価するもの(11特例措置)
- ④ニーズ調査の結果を踏まえ、予定していた評価を行わないもの(4特例措置)
- ⑤省庁自ら全国展開するもの(2特例措置)

#### 3. 新たに評価時期を定める必要のある規制の特例措置について

初めて構造改革特区計画の認定があり、新たに評価時期を定める必要のある「地方競馬における小規模場外設備設置事業」について、規制所管省庁の長から提出のあった調査スケジュールに基づき検討を行った。この結果から、当該特例措置の評価時期については、平成20年度とすべきであるとした。

#### 4. 調査審議事項について

平成19年11月2日付けで本部長から諮問のあった3件の未実現提案について、 どうすれば実現できるのかという観点から、専門部会において、延べ9回にわたって 規制所管省庁及び提案主体との意見交換(ヒアリング)等を行った。

この結果、いずれも新たな特例措置の創設には至らなかったものの、提案主体における提案意図を最大限尊重することのできる実際的な措置を規制所管省庁において講ずることについて合意が成立した。

特に、「不動産、商業・法人等登記事項証明書及び法人の印鑑証明書に係る交付事務の見直し」については、規制所管省庁において、提案者の地域内で不動産登記事項証明書等の即日交付に関する実践的な調査を速やかに実施し、今後の交付事務の改善に活用することとなった。

なお、個別の案件ごとの調査審議意見は別紙2のとおりである。

#### 5. おわりに

地域活性化が内閣の重要課題に位置付けられるなか、構造改革特区についても、規制改革の突破口の役割とともに、地域活性化の起爆剤としての役割が期待されている。 今般の当委員会からの意見についても、その実現を通じ一層の規制改革と地域の活性 化に寄与しうるものである。

このことから、構造改革特区が一層の構造改革の推進と地域に活力を生むための有効なツールとなるように、規制を所管する関係省庁におかれては、より精力的に特例措置の創設に向けた検討を行っていただきたい。評価・調査委員会としても、本部長から諮問を受けて、特例措置の創設を含め提案主体や地域の思いの実現に向けて取り組んでいく。

また、実現した規制の特例措置については、それぞれの特性に応じた多様な評価を 行うことで、構造改革特区が最大限その効果を発揮できるよう今後とも検討を行って いきたい。 最後に、今回の評価及び調査審議においてご協力いただいた地方公共団体や特定事業者の方々を始め、各方面からの多大なるご助力に対し、心からお礼申し上げたい。

### 平成19年度評価意見について

事業番号	特例事項名	所管省庁	措置区分	評価意見等
104	公共交通利用促進事業	警察庁	通達	計画に基づいた措置を実施した日から1年後の日 が属する年度に評価を行う
411	劇場等における誘導灯及び誘導標識に関する基準の特例 適用事業	総務省	通知	ニーズ調査の結果を踏まえて、予定していた評価を 行わないこととした
506	外国人研修生受入れによる人材育成促進事業	法務省	告示	平成20年度に評価を行う
707	特定農業者による濁酒の製造事業	財務省	法律	特区において当分の間存続
811	校地面積基準の引き下げによる大学等設置事業	文部科学省	省令	新たに本特例措置が適用された時点で評価を行う
816	学校設置会社による学校設置事業	文部科学省	法律	平成20年度に評価を行う
826	高等学校全日制課程において不登校状態にある生徒に対 するIT等の活用による学習機会拡大事業	文部科学省	通知	地域を限定することなく全国において実施
828	運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業	文部科学省	省令	平成21年度に評価を行う
829	空地にかかる要件の弾力化による大学設置事業	文部科学省	省令	平成21年度に評価を行う
830	市町村教育委員会による特別免許状授与事業	文部科学省	法律	平成20年度に評価を行う
832	インターネット等のみを用いて授業を行う大学におけ る校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業	文部科学省	省令	平成20年度に評価を行う
910	病院等開設会社による病院等開設事業	厚生労働省	法律	平成20年度以降に評価を行う
920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	厚生労働省	通知	平成20年度に評価等を行う
1008	家畜排せつ物を利用した昆虫飼育事業	農林水産省	省令	ニーズ調査の結果を踏まえて、予定していた評価を 行わないこととした
1123	研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化 事業	経済産業省	省令	ニーズ調査の結果を踏まえて、予定していた評価を 行わないこととした
	修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前 試験を免除する講座開設事業	経済産業省	省令	規制所管省庁自ら全国展開するため、評価対象から除外することとした
1132(1144, 1146)	修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除す る講座開設事業	経済産業省	省令	規制所管省庁自ら全国展開するため、評価対象から除外することとした
1142	研究開発用温泉熱利用発電設備の法定検査手続不要化 事業	経済産業省	省令	ニーズ調査の結果を踏まえて、予定していた評価を 行わないこととした
1205 (1214)	重量物輸送効率化事業	国土交通省	通達	平成20年度に評価を行う

<sup>※</sup>網掛けした以外の13件の特例措置について、個別の評価意見を添付している。

1	別表1の番号	104
<u>2</u> 3	特定事業の名称	公共交通利用促進事業
3	措置区分	通達
4	特区における規 制の特例措置の 内容	地方公共団体や所轄警察署のほか、地域住民、バス・タクシー事業者等からなる地域参加型の協議会が策定した公共交通機関等の利用促進のための計画に基づき都道府県警察が交通規制を実施する。
(5)	評価	その他(計画に基づいた措置を実施した日から1年後の日が属する年度に評価を行う。)
6	⑤の評価の判断 の理由等	現在認定されているいずれの特区においても、特例措置の効果が発現するに至っておらず、全国展開により発生する弊害の有無について、現時点では判断できないため。
7	今後の対応方針	規制所管省庁は、公共交通機関等の利用促進のための計画に基づいた措置の実施状況を踏まえ、計画に基づいた措置を実施した日から1年後の日が属する年度に評価を行い、特段の問題がなければ全国展開を行うこと。
8	全国展開の実施 内容	_
9	全国展開の実施 時期	_

1	別表1の番号	506
2	特定事業の名称	外国人研修生受入れによる人材育成促進事業
3	措置区分	告示
4	特区における規 制の特例措置の 内容	中小企業等が外国人研修生の受入機関となる場合の研修生受入れ人数枠を3人から6人に拡大する。
(5)	評価	その他(平成20年度に評価を行う。)
6	⑤の評価の判断 の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について、現時点では判断できない。
7	今後の対応方針	規制所管省庁によれば、本特例措置を活用している4特区のうち1特区において不適正事例が発生しており、当該不適正事例については、①研修生受入れ機関において、特例措置の内容や制度の趣旨等の理解が不足していること、②地方公共団体が、研修生受入れ機関を特定する際に、当該機関において十分な受入れ体制が整っているか判断するための知識・方法等を持ち合わせていないこと、が主な原因として発生しているとのことであった。このため、規制所管省庁は、地方公共団体に対して特例措置の内容や制度の趣旨等を研修生受入れ機関に周知・徹底するとともに、地方入国管理官署、労働基準監督署、警察署等関係機関との連携体制の構築を推進するよう引き続き求めていくとのこと。これらの点を踏まえ、平成20年度に評価を行う。なお、外国人研修・技能実習制度の見直し及び運用の適正化についても、本特例措置の評価に合わせて報告を行うこと。
8	全国展開の実施 内容	
9	全国展開の実施 時期	_

# 特区において当分の間存続

1	別表1の番号	707
	特定事業の名称	特定農業者による濁酒の製造事業
	措置区分 特区における規 制の特例措置の 内容	法律 農家民宿等を経営する農業者が、自ら生産した農産物を主原料として、いわゆる「どぶろく」 (濁酒)を製造する場合には、酒類製造免許にあたって、最低製造数量基準を適用しないこととする。
5	評価	特区において当分の間存続
6	⑤の評価の判断 の理由等	本特例措置については、国税当局と地方公共団体の連携が図られているほか、特区であるがゆえの宣伝効果による経済効果が大きく、交流人口の増加にも寄与し、地域の活性化としての意義が大きいと認められる。
7	今後の対応方針	特区として当分の間存続することとなったことを踏まえ、規制所管省庁は、特例措置の要件に関して、①自らの名義で農業を営まない農業者が農家民宿等を営む場合にも特例の適用対象とすること、②原料確保が困難な災害時に限定して、自ら生産した以外の米を原料に使って濁酒を製造することができるようにすることについて、引き続き検討を行い、別途評値・調査委員会が適当と定める時期に、その結果について評価・調査委員会に報告すること。また、特例措置に関連する記帳については、規制所管省庁より、それぞれの製造形態によって記帳が必要な事項が異なっており、また、記帳様式は指定していないことから、記帳が必要な事項に漏れがない限りにおいてそれぞれに工夫することができるとの説明があった。このことから、規制所管省庁は、個々の製造形態に応じた簡素で合理的な記帳方法を実現するために、地方公共団体との連携を図りつつ、特定農業者等への積極的な支援を行うという観点から、記帳についての相談があった場合は、個々の製造者の実状に応じ適切に対応するよう、各税務署に対し、周知徹底すること。
8	全国展開の実施 内容	_
9	全国展開の実施 時期	_

1	別表1の番号	811
		校地面積基準の引き下げによる大学等設置事業
3	措置区分	省令
4	特区における規 制の特例措置の 内容	地方公共団体が、土地の集積が高い等の特別の理由があって、大学及び短期大学の教育・研究に支障が生じないと認める場合には、校地面積を減ずることができる。
(5)	評価	その他(新たに本特例措置が適用された時点で評価を行う。)
6	⑤の評価の判断 の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について 現時点では判断できない。
7	今後の対応方針	規制所管省庁の調査結果によれば、本特例措置を活用した大学は1校であるが、当該大学が新たにキャンパスを確保し、現在は本特例措置の適用を受けずとも基準を満たしている状況にあることから、基準を緩和することに伴う弊害の有無を判断できる状態にないとのことであった。 このため、新たに本特例措置が適用された時点で評価を行うこと。
8	全国展開の実施 内容	_
9	全国展開の実施 時期	_

(6) 「評価 その他(平成20年度に評価を行う。)  全国展開により発生する弊害の有無について 現時点では判断できない。  規制所管省庁によれば、学校経営面、教育研究面、認定地方公共団体の責務等、本特例措置の実施状況に関しては、多くの問題点が認識されており、特例措置として継続することに疑問があるとのことである。一方、特例措置として学書の有無の検証については、①ほどんどの学校で未だ卒業生を出していないこと、②各学校の事後評価の状況では、現在の教育研究活動について適切に分析する材料を欠いていること、③今後より多様な学校設置会社が参入した場合の動向などを慎重に分析する必要があると、④一部の学校では、現在の教育研究活動について適切に分析するが料を欠いていること、④今能の学校では、多くの地方キャンパスについて平成20年度から学生募集を停止し、キャンパスを閉鎖することを決定したこと、⑤各認定地方公共団体からの見解でも「引き続き検証が必要」とするものが多数を占めていること、などにより、「弊害の更なる検証に必要な情報の収集に努めるべき」とのことであった。本特例措置については、認定地方公共団体が、特区計画の策定・実施に責任を有する立場として、事業の実施状況を的確に把握しつつ、学校設置会社が設置する学校にじ場合等学校以下の学校に限る。」についての評価の実施や、学校経営によい支障が生じた場合等に合す者の適切な修学を維持するためのセーフティネットの整備等を通じ、特区計画の円滑かつ確実な実施を図ることが重要である。このため、規制所管付においては、事業が適正に実施されるよう、関係者と連携協力しつつ取り組むとともに、株式会社により学校が設置される場合に想定される弊害の発生の有無の判断に必要な情報を引き続き収集し、特例措置の実施状況を踏まえつつ検討を行こと。その上で、平成20年度に評価を行うこと。なお、本特例措置の評価にあたっては、各課題が主として株式会社という設置形態に起じするものであるか否かの事について、学校種の相違(※大学・大学院、高等学校、中学校、小学校など学校の種類の違い)や義務教育段階であるか否かの違い、学校法人制度との比			
(3) 措置区分 法律 特区における規制の特例措置の 内容 地方公共団体が教育上又は研究上特別なニーズがあると認める場合には、株式会社に学校の設置を認める。 を回して、	1	別表1の番号	816
<ul> <li>③ 措置区分 法律         特区における規制の特別措置の内容</li></ul>	2	特定事業の名称	学校設置会社による学校設置事業
# は			
(4) 制の特例措置の	<u> </u>	田世色刀	<b>広</b> 特
(6) ⑤の評価の判断の理由等  全国展開により発生する弊害の有無について 現時点では判断できない。  規制所管省庁によれば、学校経営面、教育研究面、認定地方公共団体の責務等、本特例措置の実施状況に関しては、多くの問題点が認識されており、特例措置として継続することに疑問があるとのことである。一方、特例措置として弊害の有無の検証については、印まる教育研究活動について適切に分析する材料を欠いていること、③今後より多様な学校教育研究活動について適切に分析する材料を欠いていること、④今後より多様な学校教育研究活動について適切に分析する材料を欠いていること、④・部の学校では、多くの地方キャンパスについて平成20年度から学生募集を停止し、キャンパスを開鎖することを決定したこと、⑥・部の学校では、株式会社としての学校運営を断念し、学校法人へ転担したこと、⑥・各認定地方公共団体からの見解でも「引き続き検証が必要しよするものが多数を占めていること、⑥・帝記と地方公共団体がらの見解でも「引き続き検証が必要しまするものが多数を占めていること、などにより、「弊害の更なる検証に必要な情報の収集に努めるべき」とのことであった。 本特例措置については、認定地方公共団体が、特区計画の策定・実施に責任を有する立場として、事業の実施状況を的確に把握しつつ、学校経営に著しい支障が生じた場合等に在学者の適切な修学を維持するためのセーフティネットの整備等を通じ、特区計画の円滑かつ確実な実施を図ることが重要である。このため、規制所管省庁においては、事業が適正に実施されるようされる弊害の発生の有無の判断に必要な情報を引き続き収集し、特例措置の実施状況を踏まえつつ検討を行こと。なお、本特例措置の関値にあたっては、各課題が主として株式会社という設置形態に起するものであるか否か等について、学校種の相違(※大学・大学院、高等学校、中学校、小学校など学校の種類の違い)や義務教育段階であるか否かの違い、学校法人制度との比較などがなど学校の種類の違い)や義務教育段階であるか否かの違い、学校法人制度との比較などが成議を指して、大学校表し、制度設計を行こことが重要であることに留意する必要がある。	4	制の特例措置の	地方公共団体が教育上又は研究上特別なニーズがあると認める場合には、株式会社に 学校の設置を認める。
(6) ⑤の評価の判断 の理由等 現時点では判断できない。 規制所管省庁によれば、学校経営面、教育研究面、認定地方公共団体の責務等、本特例措置の実施状況に関しては、多くの問題点が認識されており、特例措置として継続することに疑問があるとのことである。一方、特例措置として弊害の有無の検証については、記としんどの学校で未だ卒業生を出していないこと、②各学校の事後評価の状況では、現在の教育研究活動について適切に分析する材料を欠いていること、③今後より多様な学校設置会社が参入した場合の動向などを慎重に分析する必要があること、③今後より多様な学校設置会社が参入した場合の動向などを慎重に分析する必要があること、③今後より多様な学校設置会社が参入した場合の動向などを慎重に分析する必要があること、③今後より多様な学校改工では、交にしたこと、⑤一部の学校では、株式会社としての学校運営を断念し、学校法人へ転打したこと、⑤の器定地方公共団体がらの見解でも「引き続き検証が必要」とするものが多数を占めていること、などにより、「弊害の更なる検証に必要な情報の収集に努めるべき」との工とであった。本特例措置については、認定地方公共団体が、特区計画の収集に努めるべき」との立場として、事業の実施は行いての評価の実施や、学校経営に著しい支障が生じた場合等に在学者の適切な修学を維持するためのセーフティネットの整備等を通じ、特区計画の円滑かつ確実な実施を図ることが重要である。このため、規制所管省庁においては、事業が適正に実施されるよう、関係者と連携協力しつつ取り組むとともに、株式会社により学校が設置される場合に想定される弊害の発生の有無の判断に必要な情報を引き続き収集し、特別措置の実施大況を踏まえつつ検討を行こと。なお、本特例措置の評価にあたっては、各課題が主として株式会社という設置形態に起するものであるか否が等について、学校種の相違(※大学・大学院、高等学校、小学校などの論点を整理した上で、学校法人制度の見直しや規制緩和の可能性など制度設計の観点も含め、必要な検討を行うことが重要であることに留意する必要がある。	⑤	評価	その他(平成20年度に評価を行う。)
措置の実施状況に関しては、多くの問題点が認識されており、特例措置として継続することに疑問があるとのことである。一方、特例措置として弊害の有無の検証については、①ほとんどの学校で未だ卒業生を出していないこと、②各学校の事後評価の状況では、現在の教育研究活動について適切に分析する材料を欠いていること、③今後より多様な学校設置会社が参入した場合の動向などを慎重に分析する必要があること、④一部の学校では、多くの地方キャンパスについて平成20年度から学生募集を停止し、キャンパスを閉鎖することを決定したこと、⑤一部の学校では、株式会社としての学校運営を断念し、学校法人へ転掛したこと、⑥各認定地方公共団体からの見解でも「引き続き検証が必要」とするものが多数を占めていること、などにより、「弊害の更なる検証に必要な情報の収集に努めるべき」とのことであった。本特例措置については、認定地方公共団体が、特区計画の策定・実施に責任を有する立場として、事業の実施状況を的確に把握しつつ、学校設置会社が設置する学校(高等学校以下の学校に限る。)についての評価の実施や、学校経営に著しい支障が生じた場合等に在学者の適切な修学を維持するためのセーフティネットの整備等を通じ、特区計画の円滑かつ確実な実施を図ることが重要である。このため、規制所管省庁においては、事業が適正に実施されるよう、関係者と連携協力しつ取り組むとともに、株式会社により学校が設置される場合に想定される弊害の発生の有無の判断に必要な情報を引き続き収集し、特例措置の実施状況を踏まえつつ検討を行こと。その上で、平成20年度に評価を行うこと。なお、本特例措置の評価にあたっては、各課題が主として株式会社という設置形態に起じするものであるか否か等について、学校種の相違(※大学・大学院、高等学校、中学校、小学校など学校の種類の違い)や義務教育段階であるか否かの違い、学校法人制度との比較などの論点を整理した上で、学校法人制度の見直しや規制緩和の可能性など制度設計の観点も含め、必要な検討を行うことが重要であることに留意する必要がある。	6		
内容	7	今後の対応方針	措置の実施状況に関しては、多くの問題点が認識されており、特例措置として継続することに疑問があるとのことである。一方、特例措置として弊害の有無の検証については、①ほとんどの学校で未だ卒業生を出していないこと、②各学校の事後評価の状況では、現在の教育研究活動について適切に分析する材料を欠いていること、③今後より多様な学校設置会社が参入した場合の動向などを慎重に分析する必要があること、④一部の学校では、多くの地方キャンパスについて平成20年度から学生募集を停止し、キャンパスを閉鎖することを決定したこと、⑤一部の学校では、株式会社としての学校運営を断念し、学校法人へ転換したこと、⑥各認定地方公共団体からの見解でも「引き続き検証が必要」とするものが多数を占めていること、などにより、「弊害の更なる検証に必要な情報の収集に努めるべき」とのことであった。本特例措置については、認定地方公共団体が、特区計画の策定・実施に責任を有する立場として、事業の実施状況を的確に把握しつつ、学校経営に著しい支障が生じた場合等により下の学校に限る。)についての評価の実施や、学校経営に著しい支障が生じた場合等にで学を以下の学校に限る。)についての評価の実施や、学校経営に著しい支障が生じた場合等にもつるがまでままた。)についての評価の実施や、対している場合に想定される弊害の発生の有無の判断に必要な情報を引き続き収集し、特例措置の実施状況を踏まえつつ検討を行うこと。その上で、平成20年度に評価を行うこと。なお、本特例措置の評価にあたっては、各課題が主として株式会社という設置形態に起因するものであるか否か等について、学校種の相違(※大学・大学院、高等学校、中学校、小学校など学校の種類の違い)や義務教育段階であるか否かの違い、学校法人制度との比較などの論点を整理した上で、学校法人制度の見直しや規制緩和の可能性など制度設計
	8		
<u> </u>	9		

1	別表1の番号	826
2	特定事業の名称	高等学校全日制課程において不登校状態にある生徒に対するIT等の活用による学習機会 拡大事業
(3)	措置区分	通知
	特区における規制の特例措置の 内容	地方公共団体が、教育上特に配慮が必要な事情があると認めた場合、高等学校等の全日制課程に在籍する不登校状態にある生徒に対して、卒業に必要な単位数のうち20単位を上限として、通信制課程における教育課程の特例を適用して、多様なメディアを利用して行う学習を取り入れることができる。
\$	評価	地域を限定することなく全国において実施
6	⑤の評価の判断 の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について 無し 規制所管省庁によれば、本特例措置の活用により、不登校の状況が改善しているといった成果が認められる一方で、教職員の配置など通信制課程を実施するための教育環境の整備が必要となると考えられるものの、教育上の弊害は特に認められず、全国化することが適当であるとのことであった。
Ţ	今後の対応方針	
8	全国展開の実施 内容	教職員の適正な配置等の教育環境の整備等について適切に配慮した上で、特区における 規制の特例措置の内容のとおり、全国展開を行うこと。
9	全国展開の実施 時期	平成20年度中に措置

_	別表1の番号	828
2	特定事業の名称	運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業
3	措置区分	省令
4	特区における規 制の特例措置の 内容	地方公共団体が、土地の集積が高い等の特別の理由があって、大学及び短期大学の教育・研究に支障が生じないと認める場合には、運動場を設けることと同等と認められる措置を講じることにより、運動場を設けることなく、大学の設置等を行うことができる。
(5)	評価	その他(平成21年度に評価を行う。)
6	⑤の評価の判断 の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。
7	今後の対応方針	規制所管省庁の調査結果によれば、本特例措置を活用した大学のうち、特に運動場を使用することが想定される通学制の課程を有する2大学では、新たに運動場を確保したことから、現在は本特例措置の適用を受けずとも基準を満たしている状況にあるとのことである。また、その他の1大学については開設後1年を経過しておらず、体育の授業が開始されて間もない段階(平成19年10月開始)であることから、基準を緩和することに伴う弊害の有無を判断できる状態にないとのことであった。このため、特例措置の実施状況を踏まえつつ、平成21年度に評価を行い、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。
8	全国展開の実施 内容	_
9	全国展開の実施 時期	_

	別表1の番号	829
	特定事業の名称	空地に係る要件の弾力化による大学設置事業
3	措置区分	省令
4	特区における規 制の特例措置の 内容	地方公共団体が、土地の集積が高い等の特別の理由があって、大学及び短期大学の教育・研究に支障が生じないと認める場合には、学生が休息その他に利用するのに適当な環境を有することにより、校地に空地を有することなく、大学の設置等を行うことができる。
(5)	評価	その他(平成21年度に評価を行う。)
6	⑤の評価の判断 の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について 現時点では判断できない。
7	今後の対応方針	規制所管省庁の調査結果によれば、本特例措置を活用した大学の全てのキャンパスにおいて、収容定員充足率が極めて低い状況にあり、基準を緩和することに伴う弊害の有無を判断できる状態にないとのことであった。 このため、特例措置の実施状況を踏まえつつ、平成21年度に評価を行い、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。
8	全国展開の実施 内容	
9	全国展開の実施 時期	_

1	別表1の番号	830
<u>2</u> 3	特定事業の名称	市町村教育委員会による特別免許状授与事業
3	措置区分	法律
4	特区における規 制の特例措置の 内容	市町村教育委員会が、地域の特性を生かした教育を実施するなど教育上特段のニーズがあると認める場合は、その市町村でのみ効力を有する特別免許状を授与することを可能とする。
(5)	評価	その他(平成20年度に評価を行う。)
6	⑤の評価の判断 の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について 現時点では判断できない。
7	今後の対応方針	規制所管省庁の調査結果によると、担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有するかどうか疑問である者や、当該認定地方公共団体と関わりが見られない者に免許状を授与していた事例、免許教科と関係ないものについても指導を行っている事例等が見られたとのことである。このため、特別免許状の授与制度の趣旨の沿った免許状が授与されること、市町村教育委員会による免許事務が適正に行われることを担保するための手段をさらに講じた上でその実施状況を確認していく必要があるとのことである。本特例措置については、認定地方公共団体が、特別免許状授与制度の趣旨を踏まえ、学校現場の実情を的確に把握しつつ、免許状の適切な授与及び管理を行うことが重要である。以上の点を踏まえ、規制所管省庁において、特別免許状授与制度を再点検するとともに、市町村教育委員会による免許事務が適正に行われることを担保するための手段等について平成19年度中に検討を行うこと。その上で、平成20年度に評価を行い、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。
8	全国展開の実施 内容	_
9	全国展開の実施 時期	_

	1	<b>一直</b>
1	別表1の番号	832
	特定事業の名称	インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化に よる大学設置事業
3	措置区分	省令
4	特区における規 制の特例措置の 内容	地方公共団体が、その地域内においてインターネットのみを利用して授業を行う大学の設置を促進する必要があると認める場合には、当該大学の教育研究に支障がないと認められる場合に限り、インターネットのみを利用して授業を行う大学の設置に当たって、大学設置基準等に規定する校舎等の施設に関する基準によらないことを可能とする。
\$	評価	その他(平成20年度に評価を行う。)
6	⑤の評価の判断 の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。
7	今後の対応方針	規制所管省庁の調査結果によれば、本特例措置を活用した大学は、開設後1年を経過しておらず、弊害を判断できる状況にないとのことである。また、今後開講予定の遠隔教育のみでは履修が困難だと予想される授業科目(「フィールドワーク」「インターンシップ」等)については、どのように実施するのか、また実施した段階において教育研究上の弊害発生の有無について検証する必要があるとのことであった。このため、規制所管省庁において、インターネット等のみによる授業を行う際の校舎等施設に係る基準を緩和することによる弊害の発生の有無を確認すること。その上で、平成20年度に評価を行い、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。
8	全国展開の実施 内容	_
9	全国展開の実施 時期	_

1	別表1の番号	910
2	特定事業の名称	病院等開設会社による病院等開設事業
3	措置区分	法律
4	特区における規制の特例措置の 内容	株式会社が、自由診療で高度な医療の提供を目的とする病院又は診療所を開設することを 認める。
(5)	評価	その他(平成20年度以降に評価を行う。)
6	⑤の評価の判断 の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。
7	今後の対応方針	規制所管省庁によれば、本特例措置を活用している診療所においては、医療提供体制や安全管理に関する弊害は特段見受けられないものの、現在、本特例措置を活用する特区計画は全国で1件しか認定を受けていない状況(その中で、本特例措置を活用して設置された病院等は、当該診療所1件)であり、その1件を対象とした調査結果から、全国展開による弊害の有無について判断することは現時点では困難である、とのことである。このため、①本特例措置を活用する特区計画が、これまで全国で1件しか申請されていないことに関し、本特例措置を活用するに当たっての問題点は何か②医療サービスの供給者である病院等を対象とした調査のみではなく、利用者である患者・国民の側の要望はどのようなものであるかなどの観点を加えた上で、平成20年度において、弊害の発生、経済的効果及び本特例措置を活用するに当たっての今後の対応に関する調査を行うこと。これらの調査を踏まえ、平成20年度以降に評価を行う。
8	全国展開の実施 内容	_
9	全国展開の実施 時期	_

1	別表1の番号	920		
2	特定事業の名称			
	措置区分	通知		
4	特区における規 制の特例措置の 内容	地方公共団体が、公立保育所の運営の合理化を進める等の観点から特に必要と認める場合には、公立保育所は給食の外部搬入を行うことができる。		
(5)	評価	その他(平成20年度に評価等を行う。)		
6	⑤の評価の判断 の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。		
7	今後の対応方針	規制所管省庁によれば、本特例措置の実施状況に係る弊害の発生に関する調査結果から、 (1食物アレルギーや体調不良児等への対応については、引き続き、弊害が生じていると言わざるを得ない。 (2本特例措置の要件のうち、・搬入元との委託内容に係る契約書を締結することについては、前回調査から改善が見られたものの、なお締結していない自治体が存在している・入所児童の栄養基準及び献立の作成基準を業者に明示することについては、明示していないと回答のあった自治体の割合が増加している等の状況が見られ、平成17年に引き続き、平成18年12月に取組状況の改善に係る留意事項をあらためて通知したものの、状況が未だ改善していなかったことから、本特例措置の全国展開は適当ではない、とのことである。しかし、今回の調査では、本特例措置を活用している保育所と、自園調理を行っている保育所との十分な比較がされておらず、以上のような弊害が本特例措置から生じているかどうかは明らかではない。このため、 (1)本特例措置を活用している保育所の現場に直接出向く等して、本特例措置の運用上の問題点やその対策を検討するとともに、 (2)自園調理を行っている保育所の状況と本特例措置を活用している保育所の状況の比較を行うなが、対策を検討するとともに、平成20年度において、弊害の発生及び経済的な効果に関する調査を行うこと。これらの調査を踏まえ、平成20年度に評価等を行う。なお、規制所管省庁は、福祉施設に関する基準に係る規制改革や地方分権改革の動向について、報告を行うこと。		
8	全国展開の実施 内容	_		
9	全国展開の実施 時期			

1	別表1の番号	1205(1214)
2	特定事業の名称	重量物輸送効率化事業
	措置区分	通達
	特区における規 制の特例措置の 内容	重量物を輸送する特定の車両について、橋梁・高架の道路等を含まない経路を通行し、地 方公共団体等により適切な管理がなされる場合には、車両総重量の規定を適用しないこと とする。
\$	評価	その他(平成20年度に評価を行う。)
6	⑤の評価の判断 の理由等	本特例措置については、これまで、①1つの特区における、②特殊なケース(一般人等の通行が少ない地区での、2つまとめて積むことで車両総重量の許可限度を超えるコイルを輸送するもの)に限られた、③平成16~18年度の間の合計8日間66回のみの運行実績しかない。このため、現段階では、本特例措置で認められる分割可能な貨物の重量物輸送として想定される多種多様なケース(車両の種類、貨物の種類、積載の方法、固縛の方法、車両分布加重の変化等)について、規制所管省庁は、安全面、環境面における弊害の有無を確認できない状況である、としている。従って、全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できないため。
7	今後の対応方針	規制所管省庁は、今後、他の特区における運行状況を踏まえ、弊害の有無について調査を行うこと。その上で、平成20年度に評価を行い、特段の問題がなければ、規制所管省庁において全国展開を行うこと。
8	全国展開の実施 内容	
9	全国展開の実施 時期	_

## 調査審議意見について

要望事項	所管省庁	調査審議意見
不動産、商業・法人等登記事項証明 書及び法人の印鑑証明書に係る交付 事務の見直し	法務省	不動産、商業・法人等登記事項証明書及び法人の印鑑証明書は、産業活動の基盤として必要なものであり、規制所管省庁は、地域間でできる限りサービスに格差が生じないようにすることが重要である。したがって、本提案については、今後、規制所管省庁において、利用者側の視点に立ち、不動産登記事項証明書等に係る交付事務の簡素化・合理化に努め、即日交付又はこれに準じた取扱いを目指されたい。また、規制所管省庁において、提案者の地域内で即日交付のニーズ等を把握するための実践的な調査を速やかに実施し、今後の交付事務の改善に活用されたい。
地域密着型サービスの認知症対応型 通所介護に係る利用対象者の拡大	厚生労働省	本提案については、規制の特例措置を講ずる必要はないが、提案者が円滑に事業を実施できるよう、関係機関は連携し必要な助言及び協力をされたい。
分割可能貨物基準緩和車両に係る通 行条件の緩和	国土交通省	本提案については、提案者の要望に最大限応えるよう、規制所管省庁は道路管理者と連携し必要な助言及び協力をされたい。

### ●「不動産、商業・法人等登記事項証明書及び法人の印鑑証明書に係る交付 事務の見直し」について

#### 意見

不動産、商業・法人等登記事項証明書及び法人の印鑑証明書は、産業活動の基盤として必要なものであり、規制所管省庁は、地域間でできる限りサービスに格差が生じないようにすることが重要である。

したがって、本提案については、今後、規制所管省庁において、利用者側の視点に立ち、不動産登記事項証明書等に係る交付事務の簡素化・合理化に努め、即日交付又はこれに準じた取扱いを目指されたい。

また、規制所管省庁において、提案者の地域内で即日交付のニーズ等を把握するための実践的な調査を速やかに実施し、今後の交付事務の改善に活用されたい。

#### 本提案に関しては、

- ・不動産登記事項証明書等は、産業活動の基盤として必要なものであり、これらの交付に 要する期間等について、地域間でできる限りサービスに格差が生じないようにすべきでは ないか。
- ・発行請求機に係る経費について、全国で設置することとすれば、スケールメリットによる コスト削減を図ることができ、設置基準を引き下げることが可能となり、対象地域を広げる ことができるのではないか。このため、全国的なニーズ調査を実施してはどうか。また、人 件費など、発行請求機に係る経費の個別項目についてもコスト削減が可能ではないか。
- ・現行のオンライン請求システムの改良などの措置を講ずることはできないのか。
- ・国の事務の合理化の負担を地方に押し付けることなく対応すべきではないか。 などの指摘がなされたところである。

特に、発行請求機に係る経費については、積算根拠があいまいであり、全国的なニーズ を踏まえて全体の経費を算出する必要があるとの指摘がなされたところである。

#### 一方、規制所管省庁からは、

・発行請求機については、登記特別会計により支弁しており、一定の利用実績と距離基準を満たすところに設置することとしている。また、発行請求機に係る経費について、全国規模での採算性の確保を前提とした収支予測は困難である。

#### 意見の 考え方

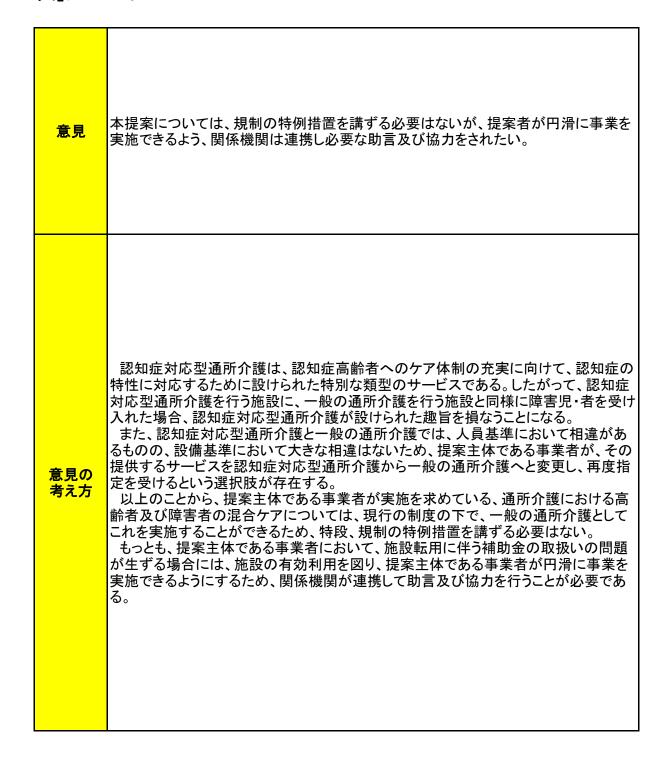
- ・発行請求機に係る経費の個別項目のうち人件費については、コスト削減の余地がある。 ・オンライン請求などの代替手段がある中で、提案者の地域内で実際に即日交付のニーズがどれだけあるかは疑問である。
- ・オンライン請求に係る手数料については、順次引き下げてきたところである。また、現行のオンライン請求システムの改良(例えば、ATMのような自動発行システムの構築)には、巨額の開発費用が必要となり、対応が困難である。などの説明がなされたところである。

その後、発行請求機に係る全国的なニーズ調査の実施について、規制所管省庁と折衝を行ったところ、

- ・不動産登記事務等は、①市場化テストの全国的導入、②登記特別会計の廃止及び現行システムの次期システムへの切替(平成22年度末)、といった動きの中にあり、現時点で発行請求機に係る全国的なニーズ調査を実施したとしても、今後の発行請求機の在り方については不確定要素が大きい。
- ・とりわけ、不動産登記事務等への市場化テストの導入については、平成20年度に全国22箇所、平成21年度に全国151箇所で実施予定である。 という点が判明したところである。

以上のことにより、上記意見のとおりとするものである。

# ●「地域密着型サービスの認知症対応型通所介護に係る利用対象者の拡大」について



#### ●「分割可能貨物基準緩和車両の通行条件の緩和」について

# 本提案については、提案者の要望に最大限応えるよう、規制所管省庁は道路管理者 意見 と連携し必要な助言及び協力をされたい。 道路は通行車両の寸法や重量について一定の基準を定め、この基準を超える車両 の通行を禁止しているが、車両または貨物が特殊なためやむを得ないと道路管理者 が認める場合は、必要な条件を付して、基準を超える一定の車両の通行を許可してい 道路構造の保全及び交通の危険を防止する上で、一定の規制を行うことはやむを得 ない。今回の提案者については、想定している運行予定経路に、耐荷力の大きくない 橋梁が存在することを考えると、道路構造の保全及び交通の危険を防止するため、車 両の構造や重量によっては、一定の条件を付する必要があることは理解できる。 提案者は、特区により規制を緩和し、条件を付すことなくバラ積み25t(積載量)の車 両を通行させることを希望している。しかしながら、使用する車両が確定していないこと から、安全上許容できる緩和措置の範囲が必ずしも明らかでないこと、現行規制の範 意見の 囲内で提案者の要望を最大限満たす運行方法を見出すことが可能と思われることか 考え方 ら、本件については、まず国土交通省は、要望を最大限満たすことができるよう、北海 道開発局を通じ、提案者へ必要な助言及び協力をすべきである。特に、提案者が想定 している運行予定経路にある耐荷力の大きくない橋梁についての通行条件に関する 情報の提案者への提示や、他に想定される経路についての助言等を行うべきである。 なお、規制所管省庁は、適切かつ十分な情報提供と説明を早期の段階に行うことが 提案主体の要望を最大限満たすには不可欠であることから、そのような姿勢で道路利 用者に接することを徹底するとともに、できるだけ短期で結論を得るよう努めるべきで ある。 このほか、提案者及び国土交通省は、本件のような重量物の大量輸送の実施にあ たって、交通の安全、環境面の影響、地域経済における意義等を十分に踏まえるべき である。